

[事案 2024-19] 入院給付金支払請求

・令和6年7月30日 裁定打切り

<事案の概要>

重大事由により契約を解除され、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年12月に睡眠時無呼吸症候群により入院したため、令和4年6月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、約款上の重大事由に該当するとして、契約が解除され給付金が支払われなかった。しかし、令和4年12月に本入院と同じ条件での入院をした際には給付金が支払われており、本入院においても同じように医師に診断書を書いてもらったにもかかわらず、給付金が支払われないのはおかしいことから、給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人には、短期間での集中加入や入院給付金等の合計額が著しく過大であることなど、入院給付金を不正に受給する目的が窺われ、申立人に対する信頼が毀損されたことから、重大事由の存在を理由とする本契約の解除は有効である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約の経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、契約者の収入および生活状況、申立人が支払う保険料の合計額、他契約の給付金の支払履歴およびその原因や支払われた給付金の妥当性、各契約の加入の状況・経緯・動機等の事情を総合的に勘案して判断しなければならない。
- (2) これらの事情を明らかにするためには、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、契約者・被保険者およびその周囲の第三者への尋問等の手続が必要となる。
- (3) しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないことから、上記の点について明らかにすることは困難であると言わざるを得ない。